

議案第18号

鳥取県立図書館管理規則の一部改正について

鳥取県立図書館管理規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり議決を求めます。

令和7年3月15日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

◇鳥取県立図書館管理規則の一部を改正する規則について

1 規則の改正理由

デジタル社会形成基本法の一部が改正され、地方公共団体の業務処理について、情報通信技術の効果的な活用が妨げられないようにするための措置を講じなければならないこととされたこと等に鑑み、図書館において開館時間等を臨時に変更する場合にインターネットを利用する方法により公表することを明確化する改正を行う。

2 規則の概要

(1) 開館時間を臨時に変更するときは、掲示に加え、インターネットを利用する方法により公表する。

(2) 資料の整理のために休館するとき、又は臨時に休館し、若しくは休館日に開館するときは、掲示に加え、インターネットを利用する方法により公表する。

3 施行期日

公布日

鳥取県立図書館管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立図書館管理規則（平成２年鳥取県教育委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（開館時間） 第８条 略 ２ 略 ３ 教育委員会は、前項の規定により開館時間を変更するときは、あらかじめその旨を<u>掲示するとともに、インターネットを利用する方法により公表しなければならない。</u> （休館日） 第９条 略 ２ 略 ３ 教育委員会は、第１項第４号の規定により休館するとき、又は前項の規定により臨時に休館し、若しくは休館日に開館するときは、あらかじめその旨を<u>掲示するとともに、インターネットを利用する方法により公表しなければならない。</u>	（開館時間） 第８条 略 ２ 略 ３ 教育委員会は、前項の規定により開館時間を変更するときは、あらかじめその旨を<u>掲示しなければなら</u>ない。 （休館日） 第９条 略 ２ 略 ３ 教育委員会は、第１項第４号の規定により休館するとき、又は前項の規定により臨時に休館し、若しくは休館日に開館するときは、あらかじめその旨を<u>掲示しなければならない。</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。